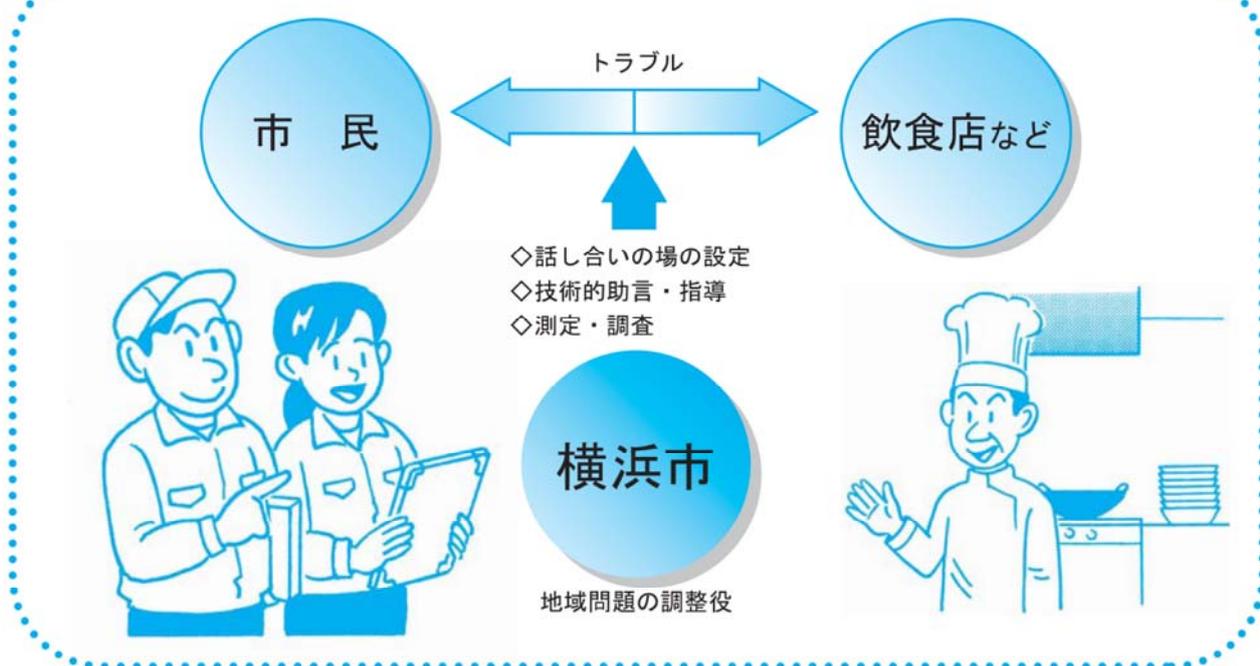


飲食店などの におい

最近、飲食店などからのにおいに関する苦情が増えています。横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」で、飲食店などのにおいに関する配慮すべき事項を定めています。ここでは、飲食店などでにおいの問題が生じた場合は、事業者と市民が十分に話し合うなどしながら、お互いに協力して円満に解決していただくものとしています。横浜市は、問題解決に向けて調整役をつとめます。

問題解決に向けての市民、事業者及び横浜市の関係



飲食店などの皆様に配慮していただきたいこと

- 1 お店のつくりや換気用フードの吸引方法などを工夫して、においが開放部分やすきまから外に漏れないように配慮してください。
- 2 お店の外の排気の位置や高さ及び方向、排気設備の能力や構造などを考えて、排気によるまわりへのにおいの影響をできるだけ少なくするように配慮してください。
- 3 油分や排煙を除去するため、ダクト中に金網やフィルターを取り付けるなどして、換気について配慮してください。
- 4 お店からのにおいについて、周りに気を配り、日常的にフードやダクトの点検や清掃を行い、最適な状態に保たれるように配慮してください。
- 5 周辺の市民へのにおいの影響が大きい場合には、脱臭装置や消臭設備の設置を検討するなどして、その影響がなくなるように配慮してください。



飲食店等における参考値

地域の区分	においの評価地点における臭気指数
住居系地域	14～17
商業系・工業系地域	17～20

備考 においの評価地点は、臭気を被る者の居住する建物の外側で、最も発生源に近い地点とします。

● においの測定方法 ●

においの比較方法は、三点比較式臭袋法という人の嗅覚による測定方法で行います。これは、3個の無臭空気を入れた「におい袋」を用意し、その内一つににおいのサンプルを入れて「におう」「におわない」の判定をします。においの判定を繰り返しながら、感じなくなるまでうすめて、そのうすめた倍率でにおいの強さを数値であらわします。



● 飲食店などのおいに関するご相談は ●

横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10

大気相談担当

TEL 045-671-2486

FAX 045-550-3923